

## 賃金引き上げに向けた『同一労働同一賃金』対応説明会の 第1回目を開催しました！

令和 5年 8月 29日



◀ 「パートタイム・有期雇用労働法」について説明する  
雇用環境・均等室職員

▼下左  
「労働者派遣法」について説明する  
職業安定部 需給調整事業室 職員

下右▼  
「業務改善助成金の概要」について説明する  
雇用環境・均等室職員



茨城労働局では、賃金引き上げに向けた「同一労働同一賃金」対応説明会を8月29日、9月5日、10月5日の計3回、オンラインにて実施いたします。

説明会では、「パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の概要」、「同一労働同一賃金のための具体的な企業の取組」、企業に対する支援策として、「助成金制度の概要」について説明いたします。

第1回目となる本日は102名と多くの方にご参加いただきました。

10月5日開催分については、「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

( <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/> )により9月28日17:15まで申し込みが可能となっておりますので、みなさま、ぜひお申し込みください。

また、「茨城働き方改革推進支援センター（茨城労働局委託事業）」では、専門家派遣により個別支援を相談無料で実施しています。是非ご活用ください。

### 【お問い合わせ先】

- パートタイム・有期雇用労働法について
- 労働者派遣法について
- 業務改善助成金について
- 茨城働き方改革推進支援センター

雇用環境・均等室 電話：029-277-8295  
職業安定部需給調整事業室 電話：029-224-6239  
コールセンター 電話：0120-366-440  
電話：0120-971-728